

令和7年度 島根県たすけあい運動

つながり ささえあう みんなの地域づくり
地域支えあい活動募金
にご協力をお願いします



島根県たすけあい運動とは

毎年12月に「共同募金」の一環として実施しています。
お寄せいただいた募金は、地域に根ざした福祉活動に活用
させていただきます。



自治町会行事

小地域福祉活動など

詳細は「はねっと」でご覧いただけます▶



葛飾区協キャラクター
エナちゃん

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

葛飾区堀切3-34-1

電話 03-5698-2411



募金配分団体の声



区内自治町会

自治町会内で毎年開催する盆踊りや太鼓の練習に使用させていただきました。世代間の交流を図ることができ、伝統文化を若い世代に引き継ぐ良い機会になりました。今後とも地域の行事を活性化し、地域の方と顔の見える繋がりを築いていきたいです。



区内難病患者・家族の会

講演会を開催し、難病の現状や治療方法の解明の難しさを参加者にご理解いただきました。助成金は、私たちの活動を勇気づけるものとなっております。ご支援ご協力いただきありがとうございました。



小地域福祉活動推進委員会

幅広い世代の方々が楽しめるコンサートを開催することができました。音楽を通じて地区にお住まいの方々の親睦を深めることができました。このような活動を通して、地域で支え合える関係づくりを進めていきたいです。

募金が配分されるまで

**配分計画・
募金目安額の決定(5月)**
事前に配分計画を立て、実施に必要な募金目安額を定めます。

募金活動の実施 (12月1日～31日)

・社会福祉協議会窓口
・自治町会等を通じた募金用封筒の回覧や各家庭への訪問など



**募金の配分
(翌年度4月以降)**
一年間の取り組みに活用されます。

歳末たすけあい運動に対する寄付金の税制上の優遇措

※詳しくは、東京都共同募金会(TEL 03-5292-3181)までお問い合わせください

所得税に係わる寄付金控除額(下記①、②のいずれか)

①所得控除:寄附者のその年分(1月～12月)の課税対象となる所得から、該当される額が控除されます。

寄附金額(年間所得の40%を限度とする額)-2千円

②税額控除:納付すべき税の額から該当する金額が控除されます。

(寄附金額-2千円)×40% = 所得税額からの控除額(所得税額の25%が限度)

住民税に係わる寄付金税額控除

[寄附金額(年間所得の30%を限度とする額)-2千円]×10%

〔法人の場合〕

株式会社などの法人の寄付は、法人税の算出にあたり寄付額を「全額損金」とすることができます。

